

特集1

総合法律支援法本格施行20年と日弁連の 司法アクセス拡充の取組

座談会

弁護士会とスタッフ弁護士との 協働による司法アクセス拡充

福岡県弁護士会会員・
法テラス福岡法律事務所

柿木 翼

Kakinoki, Tasuku

熊本県弁護士会会員・
法テラス熊本法律事務所

田中 秀基

Tanaka, Hideki

千葉県弁護士会会員・
法テラス千葉法律事務所

金澤 万里子

Kanazawa, Mariko

静岡県弁護士会会員・
法テラス下田法律事務所

岩本 千恵

Iwamoto, Chie

- I はじめに
- II 各地における連携・協働の実践例
- III 連携のきっかけ、異動との関係など
- IV スタ弁とジュディケア弁護士が連携・協働することの意義
- V 今後の展望

【司会】第二東京弁護士会会員・
日弁連日本司法支援センター
対応室嘱託

石田 愛

Ishida, Ai

I はじめに

石田 法テラスができて20年たち、スタッフ弁護士（以下「スタ弁」といいます。）の活動も、多様化したと感じます。本座談会では、弁護士会とスタ弁との協働による司法アクセス拡充という観点から、スタ弁の方々に、現場での実践や今後の展望などをお聞きしたいと思います。どうぞよろしくお聞きたいいたします。

まずは、簡単に自己紹介をお願いします。

柿木 62期の柿木翼と申します。初任地は、長崎県の法テラス雲仙法律事務所（以下「法律事務所」は省略して「法テラス〇〇（地名）」とします。）でした。その後、法テラス佐賀、法テラス本部、法務省司法法制部を経て、現在は法テラス福岡で活動しています。

田中 田中秀基と申します。63期で、現在、法

【無断転載禁止】

テラス熊本に所属しています。これまで法テラス福岡、法テラス平戸、現在の法テラス熊本という形で異動しています。2020年以降は、豪雨災害の被災者支援を行っていて、最近では医療観察法が定める指定入院医療機関に入院されている患者の方の支援に力を入れています。

金澤 法テラス千葉の金澤万里子です。67期です。長崎県の離島にある法テラス対馬で約7年間活動し、2023年6月に、法テラス千葉に異動しました。対馬では、もっぱら成年後見を中心として高齢者福祉に携わり、法テラス千葉に来てからは、精神保健の分野に力を入れて取り組んでいます。

岩本 法テラス下田の岩本千恵と申します。69期です。岐阜県で個人事務所の勤務弁護士をしていましたが、2024年1月にスタ弁に転職して、スタ弁歴2年目になります。最初の4か月は法テラス可見、その後、法テラス下田に異動しました。

石田 本日司会を務めます、62期の石田愛です。法テラスのスタ弁として勤務した経験があり、その間、法テラス福知山、法務省、法テラス本部、法テラス東京に赴任していました。現在は、日弁連で日本司法支援センター対応室の嘱託をしています。よろしくお願ひします。

II

各地における連携・協働の実践例

石田 本座談会にご参加の皆さんは、それぞれ各地の弁護士会の弁護士の方々と協働しながら活動しているとお聞きしています。具体的にはどのような活動をしているのでしょうか。

柿木 福岡は、法テラスのスタ弁と地元の弁護

士会との連携が、全国でもかなり進んでいる地域と言われていますし、私自身もそう思います。

現在、連携しているスキームが主に二つあります。一つは、リーガルエイドプログラム（以下「LAP」といいます。）で、主に生活保護受給者に対して行う相談です。各自治体の福祉事務所へ月に1回程度設定された日に、いろいろな弁護士が交代で行きます。基本的には担当のケースワーカーも同席するというのが特徴的な法律相談です。こういった相談をスタ弁だけで実施する地域はありますが、福岡は、スタ弁だけではなく、福岡県弁護士会の中の福岡部会の弁護士と協働して活動しているところに特徴があり、そこが、他の地域からかなり進んでいるところかなと思います。

もう一つが、弁護士ナビゲーション（以下「弁ナビ」といいます。）です。これは福祉施設や自治体の職員から問合せがあった件に対して、弁護士が基本的に電話で情報提供を行うものになります。各地でスタ弁が「ホットライン」と呼ばれる形で対応している例がありますが、これも福岡では、スタ弁だけでなく、福岡県弁護士会の主に高齢者・障がい者等委員会の弁護士と協働して行っていて、スタ弁はその一担当者であるというところに特徴があります。

LAP、弁ナビのいずれも、緊急とか、手間がかかる事件などをスタ弁が担当するということはありますが、基本的にスタ弁と弁護士会の弁護士と協働で活動しているということが、非常に連携が進んでいるところだと思います。

LAP、弁ナビも、導入当時は、弁護士会と熱い議論が交わされたと聞いていますが、私が赴任したときには、当然のように協働していました。パイロット的に切り込んでいくのはスタ弁がやるけれども、スキームができて人数が必要になったら、弁護士会でも協力してやりましょうねという体制ができているのかなと思っています。

【無断転載禁止】

石田 仕組み作りがうまくいっている例ですね。金澤さんは千葉でどのような活動をされていますか。

金澤 千葉では、私が異動してくる前から精神保健当番弁護士制度が始まっていました。簡単に説明すると、精神科病院に入院されている精神障がい者の方が、退院請求や処遇改善請求をしたいときに、弁護士会に当番弁護の要請をして、病院で出張相談を受けることができる制度です。私自身、精神保健をやるとは全く思っていませんでした。千葉に来て他の弁護士から、「精神科病院にどのぐらいの人が強制入院させられているか知っている？」と聞かれて、全然知らなかったんですね。刑事収容施設に収容されている未決・既決の人数は、大体4万人ですが、その3倍の13万人が精神科病院に強制入院させられていると聞いて、すごく衝撃を受けました。そこで、千葉県弁護士会で精神保健当番弁護士制度を担う委員会に入り、当番弁護士制度をほかの千葉県弁護士会の弁護士と一緒に担っているという状況です。

石田 弁護士会の中で、これだと思ふ委員会に飛び込んで、一緒に活動しているのですね。これも一つの協働の在り方かと思えます。続いて、岩本さんは過疎地対応の法律事務所（7号事務所）で活動していますよね。どのように協働されているのでしょうか。

岩本 弁護士会との連携というところ少し違うかもしれませんが、地元の弁護士の方々にご協力いただき、新規相談を当番制で担当いただいています。

賀茂地区という下田市を含む1市5町が管轄区域であり、ひまわり基金法律事務所の弁護士が一人と法テラス下田が二人、個人事務所の弁護士が二人います。その中で、1週間ずつ、今週

新規相談が入った場合はこの事務所という表を作り、相談希望の方にはその表に従ってその週の当番の事務所をお伝えし、直接その事務所に電話をかけていただいて、相談日を調整するという流れになっています。この仕組みは、以前赴任されていた弁護士のととき構築して、今も他の弁護士の方々にご協力いただいています。

石田 特に過疎地では地元の弁護士の方々との協力が大事ですね。私も7号事務所赴任時に実感しました。続いて、田中さんは被災者支援をされているとのことでしたが、被災者支援における協働についてお聞かせいただけますか。

田中 令和2年7月豪雨時の活動についてお話しします。当時、スタ弁が現地相談会を企画・募集しました。現地相談会は重要で、現地で被災者のお話を伺うことで、法的な課題に一定の道筋がただけではなく、被災者の気持ちや考えが徐々に整理されていくという効果があります。そのため相談会は是非被災地で実施していくべきなのですが、長く支援していくには、経済的な裏付けが必要になります。法テラスの被災者法律相談援助の巡回相談を使えば、継続的に実施できる体制が整うので、令和2年7月豪雨時には、被災者法律相談援助を利用しました。熊本地震のときも当時のスタ弁を中心に企画等をしていたのですが、これを踏襲したような形です。

具体的な流れとしては、弁護士会で現地相談会の日時や担当人数を決めてもらい、その情報を基に法テラスの中で巡回相談の決裁を取ります。弁護士会や法テラスとの調整が必要なので、スタ弁が向いています。また、会内での相談担当者募集もスタ弁が行いました。現地相談会は3年近くに及びましたが、積極的にスタ弁は参加しました。

【無断転載禁止】

III

連携のきっかけ、異動との関係など

石田 各地での実践例をご紹介いただきましたが、そうした連携や協働が始まったきっかけなどを教えてください。

岩本 先ほど申し上げた相談の当番制などは、開始当時からスタ弁が築いてきた地元の弁護士の方々とのコミュニケーションが基盤にありますので、下田では、やはり先輩方の築いてきたものの上に連携があると思います。

地域にはすぐなじませていただき、皆さん方によく教えていただいています。個人事務所のお一人が元スタ弁ということもあり、頼らせていただいています。

石田 異動で人が替わっても続く関係性はいいですね。続いて、田中さん、豪雨災害時にスムーズに連携できた理由について教えてください。

田中 熊本地震のときに支援活動をしたスタ弁が豪雨災害当時も法テラス熊本にいたことが大きかったと思います。私だけなら違った形になったと思います。既に被災地への支援活動の実績があって、この弁護士ならやれるよねというようなベースがあったと思います。

更に言うと、巡回相談等はお金が絡むので、弁護士会からの信頼がないと、活動の一端を任せてはいただけないと思います。やはり熊本の歴代のスタ弁の地道な活動に基づく信頼関係、これがベースにあったのだと思います。熊本地震のときにも、いろいろな弁護士の方々と協力して現地の相談会を開催したそうですが、当時からつないできたという経緯です。

石田 これまで築いてきた信頼関係が非常時の

協力を円滑にしたのですね。金澤さんはいかがでしょう。

金澤 私の中では、弁護士会と連携しているという感覚ではなくて、スタ弁も当然に各弁護士会の会員であって、会員として弁護士会の中でどんな役割を果たすか、弁護士会でどう貢献できるかという意識でずっとやっています。

例えば、精神保健の分野も弁護士会の中で担い手が非常に少ない分野で、担い手が少ないこの分野を会員として誰が担っていくべきかといったら、やはりそれがスタ弁なんだと思ってやっています。

石田 やるべきことをやっていく中で信頼関係ができるということですね。柿木さん、福岡での連携の仕組みができたきっかけなどを教えてください。

柿木 私が福岡に赴任してきたときには、先ほどお話したLAPや弁ナビのスキームは完全に出来上がっていました。福岡県弁護士会の福岡部会の中で、スタ弁という属性は持っているけれども十分に会員としての活動をしていることが認められているということかと思います。これまで福岡に赴任したスタ弁の活動が認められて、信頼を勝ち取っているのかなと思います。

石田 ありがとうございます。ところで、スタ弁は2、3年で異動しますよね。関係が引き継がれるのかということころは気になるのですが、実感としてはどうでしょうか。

柿木 正直、一部分リセットされてしまうというか、完全には引き継げない部分というのはあるかと思います。一方で新しい人に替わることで、ブラッシュアップされてよりよくなることもあります。きちんとスキームを作っていくこ

【無断転載禁止】

とができれば、残っていくのかなと思っています。

田中 柿木さんと同感なのですが、要はスキーム・制度を作っていくのかどうか重要な要素になると思っています。個人の活動を引き継いでもらえるかどうかは後任の弁護士の自由な判断になるので、必要とされないものは、そこで終わると思いますし、それは仕方がないのかなと思っています。

金澤 千葉では、これまで法テラス千葉に赴任した弁護士が結構多く定着をしていて、刑事弁護の分野でも元スタ弁の方々が活躍していますし、精神保健の分野でも元スタ弁も中心になって活動している流れがあったと思います。スタ弁の異動や活動の在り方については、それぞれの地域の課題に対し、スタ弁という立場を活かして柔軟にリソースを割いていくべきだと考えています。前にいた対馬は、私が赴任した当初、成年後見制度が全く浸透していませんでした。一方で超高齢化の島ではあったので、ニーズは絶対あるという確信の下、ニーズの掘り起こしをしました。後見人の受け手の問題が出てきたため、対馬市社会福祉協議会では、成年後見制度を使って社会福祉協議会が後見人となる「権利擁護センターつしま」を立ち上げました。自分が赴任したときに、後見制度後進地域だった対馬が、7年間でむしろ全国から視察などを受けるぐらいの最先端な地域になったというのは、やはりうれしかったです。これもスタ弁として、採算性にとらわれず地域に必要な仕組み作り注力できた結果だと受け止めています。

石田 自分でニーズを捉えて対応するというのは大事ですね。岩本さんは、スタ弁になって異動を経験してみて、いかがでしたか。

岩本 ジュディケア弁護士、すなわち民間で働く法テラスの契約弁護士だった当時は、引き継ぐとか前任・後任という考えは全くありませんでした。スタ弁になってみて、先輩が築いたことを引き継ぐことで精いっぱいというところはあります。

石田 ありがとうございます。引き継ぐところは引き継ぎつつ、個性を活かして自由に活動するというそれぞれの取組が見えてきました。

IV

スタ弁とジュディケア弁護士が連携・協働することの意義

石田 連携・協働してみて、その意義や実感していることなどをお話してください。

柿木 スタ弁だけでやっていると負担感もありますし、対応件数も限られます。広報する際も、「電話してくださいね。」とは言うのですが、実際はできる量が限られています。福岡の場合は、たくさんの弁護士が担当していますから、どんどん広報もして、本当に心から「いつでも使ってくださいね。」と言えます。安定してサービスを提供できるということが、一番違うのかなと思います。実際、対応件数もスタ弁だけで担うスキームとは全然違います。

石田 制度構築においてスタ弁が果たす役割などについて、何かお考えはありますか。

柿木 スキーム構築の最初の段階は、試行錯誤しながらやっているところがあり、まずは機動力のあるスタ弁が先陣を切って動き、土台を作るのが合理的だと考えています。その上であっちこっち掘ってみただけだめだったら、スタ弁だけであれば撤退もすぐできるので、いろいろやってみて、大きく育ちそうなものだけ、

【無断転載禁止】

ジュディケア弁護士にも協力してもらってやっていくというのがよいのかなと思っています。

ほかに、緊急とか、時間が掛かる場合には、スタ弁が担当することになるかと思います。例えば、出張相談かつ手話で法律相談をする場合、手話が入るので通常の3倍くらい相談時間が掛かります。さらに往復の移動時間も掛かるとなると、相談1件で半日以上使うこととなります。もちろんやってくださるジュディケア弁護士もいるのですが、緊急となると、スタ弁が対応するということが出てくると思います。

ほかに、公的機関と連携する場合、役所等からすると、例えば何か相談したいという方が現れたときに、特定の法律事務所は案内しづらい一方、法テラスの法律事務所や法テラスの地方事務所を案内するというのは、立場上、言いやすいと思います。つながった後で、法テラスだけでは担いきれないものは、皆でやればよいと思います。

田中 スタ弁は自分でどういう活動をするのか自由に決められるので、必要なものがあれば、そこに時間やエネルギーを集中できます。連携活動としては、パイロット的なところで役割を果たすこともできるし、活動の厚みとか、足りないところがあれば補充・補完していくということもできるのではないかなと。そのような点がスタ弁の関わる意味なのかなとは思っています。

私は初めて被災者支援活動を経験したのですが、現地で被災者に接すれば、弁護士を含めた専門家が必要とされることが分かりました。熊本で自分が時間やエネルギーを注ぐべきものはこれだと思いました。熊本では支援活動の経験が豊富な弁護士が多く、いろいろ教えてもらい、そういう中で、自分ができることを考え、取り組んできました。

例えば、先ほどの取組のほか、被災者支援情

報を集約して会内で発信することを試みました。被災時には情報がどんどん更新されてしまうので、弁護士の方で最新の情報を共有し、より法律相談の精度を上げようとの意図でしたが、その必要性も含め、反省が多い活動となってしまいました。被災地でのリフォーム等被害が生じた際には、その実態の掘り起こし活動にも参加し、熊本県にも何度か要望をしました。その後、被害が生じた際に速やかに情報共有される体制が整備されましたが、まだ課題が残る状況です。被災した建物を解体・撤去する場合、公費解体制度を利用すれば、経済的負担なく進めることができますが、その公費解体が利用できない相談を受け、時間を掛けて解決に取り組んだこともありました。

被災者支援活動を通じて分かったことは、これはスタ弁に向いているし、もっと取り組んでもよい分野だということです。支援に手間や時間が掛かったり、他の行政機関等の連携が必要な場面も出てきます。これは、我々が普段やっている司法ソーシャル活動とかなり似ているのです。

石田 確かに似ている面がありそうですね。岩本さん、いかがでしょうか。

岩本 相談件数が多いので、当番制がないと法テラス下田が恐らくパンクしてしまうという状況はずっとありまして、地域の弁護士の方々が相談を当番制で担当してくださるというのが、非常に有り難いです。また、スタ弁の後任が来たときに、すっと受け入れてくださる体制が、下田市の弁護士の方々にあるので、法テラス下田では、一人ぼっちではないといえますか、非常に有り難いと思います。

金澤 スタ弁が連携することの意味は二つあると思います。精神障害の分野は、どうしても実

【無断転載禁止】

務上の負担が大きくなりがちです。個人の弁護士の方々が日常業務の中でこれらを維持し続けるのは、容易ではない側面があると思います。一方で強制入院の問題は、国連からも度々勧告を受けるくらい深刻な人権問題で、人権擁護のために必要な活動の担い手が少ないならば、そこをスタ弁が担っていくべきだという意義が一つあると思います。

もう一つは、それを一人でやるよりも弁護士会の中でやることに意義があると思います。2025年度、千葉県精神医療審査会の法律委員に就任したのですが、千葉県弁護士会に推薦依頼がきて、委員会での活動を見て推薦してもらったという経緯がありました。また、千葉県弁護士会での委員会活動をきっかけに、日弁連高齢者・障害者権利支援センターの「精神障害のある人の強制入院廃止及び尊厳確立実現本部」に入り、2025年9月に韓国視察にも参加させていただきました。弁護士会や日弁連で学ぶものの質と量に日々圧倒されています。最先端の弁護士の方々に付いていくのがやっとな状況も、対馬で一人でやっていたときには得られなかった経験や学びなので、一人でなく、弁護士会の中でやるという意義は、そのような面もすごくあると思っています。

田中 また、刑事国選の担い手についてお話ししたいです。スタ弁制度ができた頃は、刑事国選の担い手としての側面が強調され、その後の弁護士の増員に伴ってその側面が弱まったのかなとも思っていたところ、最近では担い手の必要性を改めて感じるが多くなりました。東京は違う状況かもしれませんが、地方では刑事国選の担い手不足が顕著となっていて、特に都市部以外での指名打診が多くなっています。弁護士会の公益活動の中で刑事国選は大事な部分であり、勾留全件への被疑者国選弁護制度の拡大は重要な前進だったわけですが、その後退を許

さないため、その基盤の一端を我々も支えていくと再認識すべきかもしれません。

石田 時代や地域のニーズに合わせて、フィットした連携の在り方や適切な役割分担を各自が模索しながら活動することも重要なポイントになりそうですね。

V 今後の展望

石田 最後に、今後の展望をお聞きます。

柿木 福岡は、連携の優等生と言われていますので、それを広げていくことが課題です。一つは、福岡の取組を全国に発信していくことです。もう一つは、実は福岡県内でも主に福岡市周辺、北九州市周辺は連携がすごく進んでいますが、福岡県下全体として見ると、まだまだというところもあるので、県内で更に広めていきたいと思っています。

今、新たな試みもやっています。LAPなども福岡市から遠隔地に広がっていて、弁護士がその地域まで行くのが大変になっています。そこで、実際に弁護士が行くのではなく、その自治体の職員も同席の上でのウェブ法律相談を、県内の比較的福岡市から離れた二つの自治体で実施しています。今はまだパイロット的に実施しているので、基本的にスタ弁だけで対応していますが、既に弁護士会とも今後の連携に向けた協議を進めています。

ただ、弁護士に相談したことがない方がいきなりウェブ相談となると、弁護士に相談するということと、ウェブという二重のハードルがあって、なかなか普及が難しいなと個人的には感じています。何とかハードルを乗り越えて、ある程度ウェブ相談が普及してきたら、また連携を一歩進めて、ジュディケア弁護士にも担当

【無断転載禁止】

していただけるのかなと思っています。

田中 私は、医療観察法の対象者の支援活動をもう少し深掘りしていきたいと思っています。精神保健とも通じるところがあるのですが、殺人など重大な他害行為を行った方々なので、弁護士との関与が薄くなりがちな分野です。ただ、入院処遇となった場合には非常に長い入院期間となり、通院処遇の場合も通院を余儀なくされます。患者の人権と強い緊張関係にあり、弁護士が関与し続けるべき分野だと思っています。

岩本 スタ弁になって1年半ぐらいで、法テラスのスタ弁の前任・後任の引継ぎにまず慣れる。その上で、やはり下田の先人たちが築いてきたものを自分の代でもちゃんと後任に引き継げるようにするというところで、まだ手一杯なところがあります。そのため、ひとまずは、法テラス下田の事件処理等をきちんと皆様の期待に応えるような形でやっていきたいです。

金澤 今は千葉県弁護士会の中で先輩たちから学んでいる立場ですが、いずれは弁護士会の中で、自分がジュディケア弁護士の若手を育てる側に回りたいし、弁護士会も引っ張っていただけるようになりたいなと思います。また、2025年に精神保健福祉士の資格も取れたので、精神保健福祉士協会でも活動していけたらなとは思っています。

石田 今の活動の進化・深化を目指すとともに、新たな挑戦も行われており、頼もしいですね。本座談会で、スタ弁がこの20年で活動分野を広げてきて、出来上がった仕組み、今パイロット的に試行錯誤していることやそれぞれの今後の展望など、非常に豊かなお話が聞けてうれしかったです。

また次の10年も、いろいろと試行錯誤して連携しながら、活動の幅を広げていただきたいと思います。ありがとうございました。

気づいていますか あなたの被疑者・被告人に 障がいがあるかもしれません

近時の調査によれば、入所受刑者の約20%が
精神障がい（知的障がい・発達障がいを含む）を有すると診断されています
（法務省・令和6年犯罪白書）

チェックリストで確認 被疑者・被告人に こんなことはありませんか

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 目線があわない。 | <input type="checkbox"/> 体を前後に揺すっている。 |
| <input type="checkbox"/> 体のどこかをずっと触り続けている。 | <input type="checkbox"/> 言葉遣いやイントネーションに違和感がある。 |
| <input type="checkbox"/> 質問と答えがかみ合わない。 | <input type="checkbox"/> 家族構成を説明できない。 |
| <input type="checkbox"/> 自宅の住所や電話番号が答えられない。 | <input type="checkbox"/> パンフレットの漢字が読めない。 |
| <input type="checkbox"/> 繰上計算ができない。例) 15+8= | <input type="checkbox"/> 動機が意味不明又は理解不能。 |
| <input type="checkbox"/> 養護学校（特別支援学校）卒である。 | <input type="checkbox"/> 養護学級（特別支援学級、なかよし学級）に
いたことがある。 |
| <input type="checkbox"/> 職場を頻繁に変わっている。 | <input type="checkbox"/> もらっている給料が極端に低い。 |

どんな弁護活動ができるのですか

- 裁判官・検察官に被疑者の障がい特性を説明し、勾留の理由がないことを疎明し、勾留請求の却下等を得て、身体拘束から早期に解放する。
- 医療的・福祉的支援を受けていなかった被疑者の環境調整を図るため、福祉機関と連携する。
→ 被疑者の更生を支援する体制の存在を指摘し、起訴猶予を得る。
- 社会復帰に向けて福祉機関のサポートの構築などの更生支援体制を作り、関係者の証言などで立証をする。
→ 犯罪と関係なく地域生活を送ることができるとして、執行猶予判決を得る。

→ 責任能力だけではなく、幅広い弁護活動があります

相談・連絡先にはどんなものがありますか

- 社会復帰後の生活支援全般については → 各県の地域生活定着支援センター
- 障がい者関係の相談全般は → 地域の障がい者相談事業所
- 生活保護、身体障がい、知的障がい関係の相談は → 各市町村等の福祉事務所
- 弁護活動全般については → 各弁護士会の高齢者・障がい者委員会などの関係委員会
- 高齢者に関するものであれば → 地域の地域包括支援センター
- そのほか、地方公共団体、福祉関係事業所、社会福祉協議会、病院等いろいろあります。

→ 地域には、障がい者を支えるさまざまな機関があります

罪に問われた障がい者等の刑事弁護等の 援助制度をお使いいただけます！

福祉専門職等の支援を得て、更生支援計画を作成するなどの取組が広がり、全弁護士会で費用の援助制度が創設されています。弁護士会が実施するこうした制度に対し、日弁連が補助金を支出し、財政的な支援を行っています。

費用の流れ



対象 罪に問われた障がい者等

- 1 障がいがある者又は障がいがある可能性を有する者で、福祉的支援が必要であると認められる被疑者、被告人、少年保護事件の対象となった少年
- 2 65歳以上の高齢者で、福祉的支援が必要であると認められる被疑者、被告人

弁護士等

罪に問われた障がい者等の国選弁護人、国選付添人、刑事被疑者弁護援助を利用した私選弁護人、少年保護事件付添援助を利用した私選付添人

福祉専門職等

社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師又は臨床心理士、更生支援の活動をしている団体、地域生活定着支援センター及び同センターの業務の受託団体又はその職員、通訳人若しくは手話通訳者又はそれらの者が所属している団体、その他これらに準ずる者

対象となる支援活動の範囲と援助費用

上限額は捜査段階及び公判（審判）段階を通算、上級審は別途

1 福祉専門職等に対して支払われる費用 更生支援計画の策定(50,000円までの実費)	上限5万円
2 福祉専門職等に対して支払われる費用 更生支援計画の策定又は実行を目的として実施された以下の活動 ① 弁護士等の接見又は面会への同行(10,000円/回) ② 被支援者との面会(10,000円/回) ③ 被支援者の家族・関係機関等との面会、ケース会議への出席(10,000円/回) ④ 証人としての出廷(10,000円/回) ⑤ 通訳又は手話通訳(10,000円/回)	上限10万円
3 医師に対して支払われる費用 ① 意見書・診断書等の作成(50,000円までの実費/通) ② 出張(20,000円/回) ③ 相談(20,000円/回)	上限10万円
4 弁護士等に対して支払われる加算報酬相当費用 更生支援計画が策定されたとき(10,000円) 上記2・3の活動が行われたとき(15,000円) 事件終了後も活動を継続したとき(10,000円)	

各地の援助制度の詳細については
弁護士会にお尋ねください

参考文献

- ・東京三弁護士会「障害者刑事弁護マニュアル」
- ・大阪弁護士会「知的障害者刑事弁護マニュアル」

被疑者・被告人の障がい

気づいた後は…

捜査段階で何をしますか

①可視化申入れ・合理的配慮の申入れ

障がいのある人の多くに、取調べにおいて誘導に弱く、また、迎合性があるという特徴が認められます。そのため、自白に限らず、虚偽の内容の調書を作られる危険性が高くなってしまいます。まず、2019（平成31）年4月19日発出の最高検の依命通知に基づいて、取調べの録音・録画を、検察庁のみならず警察署にも申し入れましょう。否認事件に限りません。

検察官も警察官も、2016（平成28）年施行の障害者差別解消法により、合理的配慮の提供義務があります。合理的配慮についても、被疑者・被告人に確認して、要望があれば必ず申入れを行ってください。

②取調べの立会いの申入れ

取調べの立会いについても、積極的に申し入れましょう。

特に、知的障がい等を理由としてコミュニケーションに支援が必要な者（供述弱者）の取調べについては、手続上の配慮（合理的配慮）として、強く立会いを求めてください。取調べの立会い申入れ・準立会い・立会いには、日弁連の援助制度があります。詳細は弁護士会へお問い合わせください。

③相談／福祉職専門職等への協力依頼

所属弁護士会の高齢者・障がい者委員会や刑事弁護に関する委員会の委員に相談して、被疑者の障がいの種別に応じて、福祉専門職等（社会福祉士、精神保健福祉士、地域定着生活支援センターの相談員など）や精神科医の紹介をお願いしてみましょう。

なお、福祉的支援を受けることについて、事前に、被疑者の意思を確認しておきましょう。被疑者が望んでいない場合、福祉的支援に意味はありません。

④接見への同行

福祉専門職等と一緒に被疑者に接見に行きましょう。この場合、一般面会時間を過ぎた時間を選んで、事前に特別面会申入書を提出するなどして、ある程度の長い時間、福祉専門職等が十分なアセスメントができるよう被疑者と面会できる時間を確保しましょう。また、接見等禁止処分が付いている被疑者については、接見等禁止の一部解除の申出をしましょう。

⑤処分の見通し

福祉専門職等の意見を参考に、①不起訴処分を目指すのか、②（不起訴処分が難しくとも）執行猶予処分を目指すのか、などの弁護方針を立てましょう。

⑥更生支援計画・意見書の作成依頼

不起訴処分を目指すのであれば、時間との闘いです！ 環境調整に必要な情報等を弁護人が収集し、福祉専門職等に更生支援計画書の作成を依頼してください。あるいは、彼らのアドバイスを受けて、釈放後の福祉との連携予定を具体的に意見書に記載して、検察庁に提出しましょう。更生支援計画作成の実費、福祉専門職の面談の費用等には、日弁連の援助制度があります。詳細は弁護士会へお問い合わせください。

被疑者・被告人の障がい
気づき、
再犯なき地域生活へと
つながれるかどうかは、
私たち弁護士に
かかっています



公判段階で何をしますか

①証拠開示請求など

捜査機関は、被告人の更生支援を考えるに当たり有益な資料を収集している可能性があります。証拠開示請求（任意開示請求も可）や公務所等照会請求によって、通院先のカルテ、手帳交付判定（診断）に係る資料、少年時における社会記録、刑務所入所時におけるCAPASの検査結果等を取り寄せることを検討しましょう。

②更生支援計画の立案・作成 書証の取調べ請求

捜査段階で福祉専門職等に依頼が済んでいない場合は、速やかに依頼しましょう。

更生支援計画の作成依頼をしている場合は、計画を基に、福祉専門職等と共に、被告人がなぜ犯罪に至ったのか、考えてください。また、被告人が再犯に至らないためにはどのような支援が必要かつ適切なのか、再犯防止のための福祉との連携の在り方について考え、更生支援計画の立案・作成を行ってください。また、更生支援計画書を証拠調べ請求しましょう。

③被告人の動機付け

更生支援計画の実現可能性が乏しいものであれば、執行猶予は難しくなります。接見等において被告人の更生意欲を高める工夫をしましょう。

④証人の取調べ請求／被告人質問

更生支援計画書が不同意とされた場合、作成した福祉専門職等に情状証人として出廷してもらわなければならないかもしれません。福祉専門職等に限らず、更生を支援する証人予定者と十分な打合せをする必要があります。

また、被告人質問でも更生の意欲や今後の福祉的支援に対する理解・覚悟を法廷に顕出できるように工夫しましょう。

⑤責任能力

責任能力を争うような事例では、精神科医に鑑定書を作成してもらい、その証拠調べ請求したり、意見書を作成してもらい、それに基づいて鑑定請求したりすることを検討しましょう。

⑥更生支援計画書の活用

更生支援計画書作成後、保護観察付執行猶予判決又は実刑判決となった場合は、保護観察所や刑事施設に更生支援計画書を引き継ぎ、更生支援計画書の活用を求めてください。

2023（令和5）年3月28日法務省矯正局発出の「刑事施設における更生支援計画書の活用について」を参照してください。